

体育館 暖房費導入のお知らせ（令和8年1月より）

平素より大阪府立少年自然の家をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当施設では冬季の体育館利用における寒さ対策として、これまで業務用大型ストーブを無償で貸与していましたが、燃料費の高騰により、現行の無料対応を継続することが困難となっております。

つきましては、体育館の快適性・安全性の維持と安定した施設運営を図るため、冬季に限り下記のとおり暖房費をご負担いただく運用へ変更させていただきます。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 実施開始

令和8（2026）年1月より

■ 対象

体育館で業務用大型ストーブによる暖房を利用される団体

■ 暖房費

1時間 × 1台につき 1,000円

※体育館利用時間に応じて算出します

※体育館の利用時間は1時間単位となり、1時間未満での設定はありません

※点火時間・消火時間による増減はございません

※暖房のご利用は任意です

■ ストーブの設置台数について

・ストーブは半面につき1台設置

・体育館を全面で利用する場合は、最大2台まで稼働が可能

（例：半面利用 → 最大1台、全面利用 → 最大2台）

■ 申し込み方法

体育館利用申請時、または当日受付にて

・暖房利用の有無をお申し出ください。

■ 運用について

・事務所にてストーブの鍵を借りてください。使用後は施錠し事務所へ鍵を返却ください。

・灯油の補充は職員が行います

利用者の皆様にはご負担をお願いする形となり誠に心苦しい限りではございますが、快適かつ安全に体育館をご利用いただくための措置として実施させていただきます。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年11月吉日
大阪府立少年自然の家
所長 久保元嗣